

弊社に対する行政処分の公表

■ 処分を受けた日 令和元年6月28日（金）
対象営業所 知多乗合株式会社 東海営業所

1. 処分の内容 ・ 事業用自動車の停止20日間（1両×20日間）
 ・ 警告

2. 指摘事項及び違反条項

〔使用停止事項〕

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

〔警告事項〕

- (3) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(4) 運転基準図を作成していなかった。
(5) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(6) 運転者に対する指導監督の記録をしていなかった。
(7) 国土交通省告示で定める特定の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

改善措置

関係法令を遵守し、運行管理者・乗務員教育の実施、ならびに教育後の実施状況の確認を行い、再発防止に努めてまいります。